

令和8年度 秋田市住宅リフォーム支援事業

令和8年7月22日時点

◆申請受付について（重要なお知らせ）

- ◆ **申請受付期間** 令和8年4月1日（水）から令和8年12月28日（月）まで
 - ・ **事業予算額に達した場合、申請受付期限前であっても受付を終了します。**
 - ・ **予算の執行状況・残りの件数は、秋田市ホームページでお知らせしますが、ホームページをご覧になれない場合などは、住宅政策課（888-5770）へお問い合わせください。**
- ホームページ <https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/sumai/1007487/1007790.html>
- ◆ **申請は、住宅政策課窓口、河辺・雄和市民サービスセンター窓口、郵送、メールで受付しておりますが、令和8年8月3日（月）からは、住宅政策課窓口のみでの受付となりますのでご注意ください。**
- ・ 大規模災害等が発生した際は通常のリフォーム工事に係る申請を停止し、災害復旧工事に係る申請のみの受付とする場合があります。
- ◆ **他の補助金との併用不可**
 - ・ 国（みらいエコ住宅2026事業など）、県（秋田県住宅リフォーム推進事業）および本市の他の補助金の補助対象となる工事に関しては本制度へ申請いただけません。

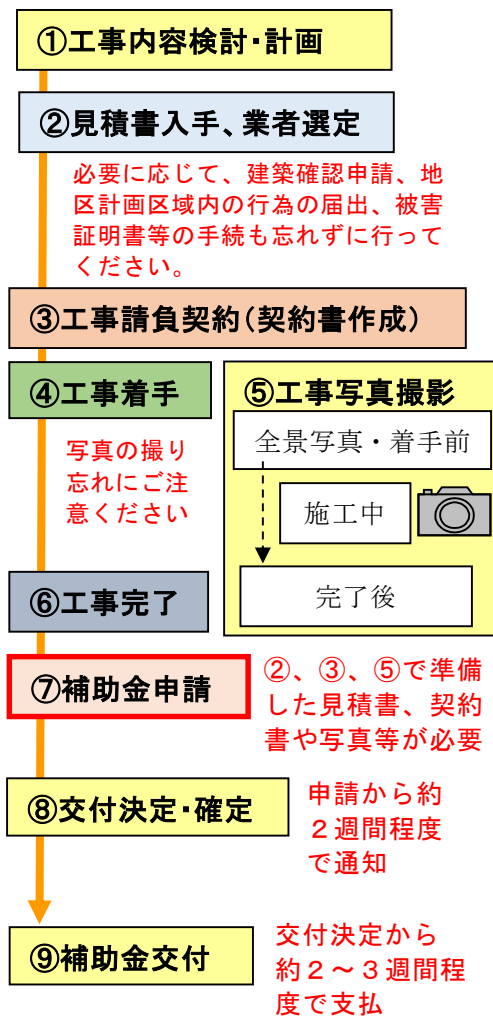


◆令和8年度の事業内容

	通常のリフォーム工事	自然災害による災害復旧工事
補助対象者	秋田市内に住所があり、市税の滞納がない方で、自らが所有し居住する住宅や親又は子が所有し自らが居住する住宅などの増改築やリフォーム工事又は復旧工事を行う方。	
補助対象住宅	秋田市内にあり、次のいずれかに該当すること (1) 一戸建住宅（併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が建築物全体の延べ面積の1/2以上あること） (2) マンション等の共同住宅（自らが所有し居住する専有部分のみ）	
補助対象工事	住宅本体の増改築やリフォーム工事（敷地内のバリアフリー工事を含む）	自然災害による被害の住宅本体の復旧工事（罹災証明書又は被害証明書が必要）
補助対象外	高効率給湯器、太陽光発電・蓄電設備、ペレットストーブ、門・塀等の外構工事、住宅から独立した車庫・物置・カーポート 等	
工事金額	50万円以上（税込み）	20万円以上（税込み）
工事業者	秋田市内に本店を有する建設業者等	建設業者等（本店の所在問わず）
工事完了	令和8年4月1日（水）から令和8年12月28日（月）までに完了した工事	
利用回数	過年度（平成23年度～令和7年度）の利用を含めて、住宅につき2回まで ※同一年度中の申請は1回まで	利用回数制限なし ※同一の災害に対しては1回まで（罹災証明書又は被害証明書が必要）
補助額	5万円（中心市街地活性化プランで設定された区域内の住宅は10万円）	補助対象工事費の10%、上限5万円（千円未満切り捨て）
受付期間	令和8年4月1日（水）から令和8年12月28日（月）まで ※予算に達した場合、申請受付を終了します。	
受付場所	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所4階 秋田市都市整備部住宅政策課 窓口 ※令和8年7月31日（金）までは、河辺・雄和市民サービスセンター窓口、令和8年8月2日（日）までは、郵送、メールでの申請も可 電話：018-888-5770 メール：ro-cshs@city.akita.lg.jp	
その他	関係法令等による必要な申請等（建築確認申請・検査、地区計画区域内の建築等の行為の届出等）がなされていない工事は、補助金を交付することができません。	

申請手続は裏面をご確認ください。

◆申請手続の流れ



【申請手続に関するお願い】

- (1) 工事完了後の申請とし、1回で手続が完了できます。
工事完了後、お早めに申請してください。
- (2) 建築確認申請や地区計画区域内の行為の届出等については、工事着手前に事前に担当課へ確認し、必要な手続を行うようお願いいたします。

【建築確認申請】

- ・10㎡を超える住宅の増改築（部屋の増築や風除室の設置なども含まれます）工事を着工する前に建築確認を受ける必要があります。ただし、10㎡以内の増改築工事でも、防火地域・準防火地域内では、建築確認を受ける必要があります。

- ・担当課：建築指導課（TEL 018-888-5769）

【地区計画区域内の建築等の行為の届出】

- ・地区計画区域内で、住宅の新築や意匠の変更（塗装や増改築等も含まれます）等をする場合は、工事に着手する30日前までに届出が必要です。

- ・担当課：都市計画課（TEL 018-888-5764）

- (3) 「罹災証明書」は、資産税課（TEL018-888-5479）
「被害証明書」は、防災安全対策課（TEL018-888-5434）へ申請し、入手してください。
- (4) 対象となる工事は、住宅本体の外装工事、内装工事、水廻り工事、設備工事など幅広くご利用いただけますが、補助対象工事となるか不明な場合は、ご相談ください。

◆申請に必要な書類

補助金交付申請の時		通常	災害復旧
1	補助金交付申請書兼市税納付に関する調査同意書（様式第1号）	○	○
2	工事請負契約書または請書の写し（災害復旧工事の場合は省略可）	○	△
3	工事内訳見積書の写し	○	○
4	工事を行う住宅の <u>外観全景</u> および <u>工事部分の着手前、施工中、完了後の写真</u>	○	○
5	工事費用の支払いを確認できる領収書等の写し	—	○
6	自然災害に伴い住宅等へ被害があったことを証する <u>罹災証明書</u> 又は <u>被害証明書</u>	—	○
7	納税証明書（完納証明書） ※1 市税の滞納を理由とする不交付決定後の再申請の場合	※1	※1
8	居住者と申請者との関係を証する戸籍謄本等および居住者が対象住宅へ居住していることを証する住民票等 ※2 対象住宅の居住者が申請者以外の場合	※2	※2
9	建築基準法による建築確認済証が交付された場合の検査済証、地区計画区域内における建築等の行為の届出の適合通知等、関係法令等の申請を行ったことを証する書類の写し※3 関係法令等による申請等が必要な工事の場合	※3	※3
10	その他、市長が必要と認める書類（通常は必要ありません）	△	△

◆問い合わせ・受付窓口

秋田市都市整備部住宅政策課 住宅企画担当
 〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所本庁舎4階
 電話 018-888-5770 E-Mail ro-cshs@city.akita.lg.jp
 HP <https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/sumai/1007487/1007790.html>

